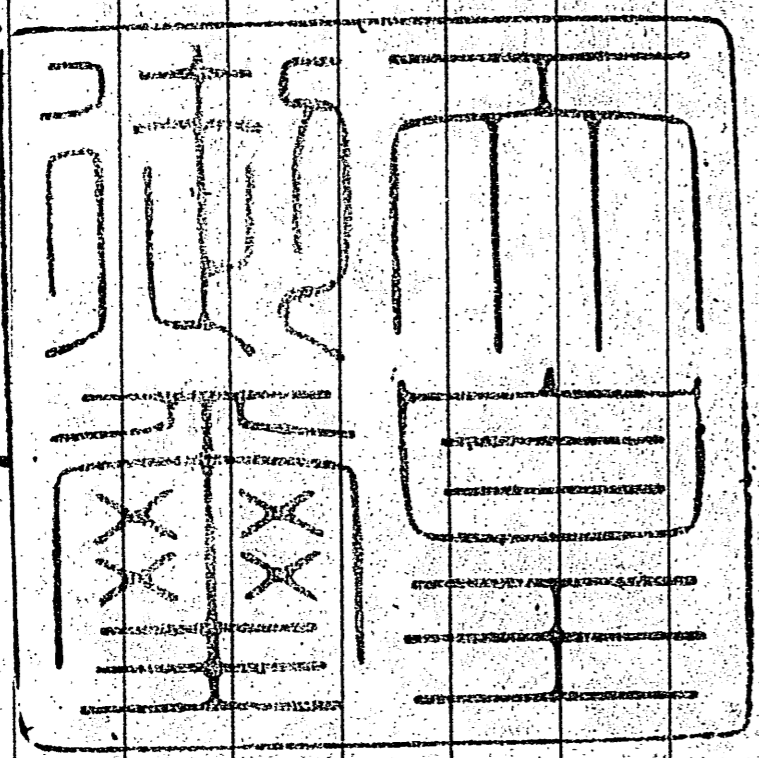


綴子

勅 第六百十五號

朕は、厚生省官制等の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



昭和二十一年十二月二十六日

司 閣

内閣総理大臣
厚生大臣

吉田茂
河合良成

後

勅令第六百十五号

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條 厚生事務官の部中「専任二百四十九人」を「専任二百四十六人」に改める。
「専任八百五十四人」を「専任八百四十四人」に改める。

第二條 厚生省内臨時職員設置制の一部を次のように改める。

第一條中「衛生局」を「公衆保健局、醫務局及予防局」に改める。
第二條第一項中「衛生局」を「醫務局」に改める。

第三條 社會事業其ノ他國民生活ノ保護ニ關スル事務ニ従事セシム
爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ社會局ニ屬セシム

厚生事務官

専任二人 二級

専任八人 三級

第四條 第一項 厚生事務官の部中「専任二十六人」を「専任二十七人」に改める。
「専任一人」を「専任二人」に改める。
「専任一人」を「専任二人」に改める。
「専任一人」を「専任二人」に改める。

勅令第六百十五號

厚生

第六條 社會保險ニ關スル事務ニ従事セシムル爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ保險局ニ屬セシム

厚生事務官

專任一人 二級

厚生技官

專任一人 二級

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。